

広島県選挙管理委員会告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

四六、九二五